

様式第 2 号（第 7 条関係）

処分基準整理票

処分の内容	登録の拒否、登録の取消
根拠法令 及び条項	蓮田市営駐車場設置及び管理条例施行規則第 8 条、第 10 条
処分基準	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （登録の拒否） 第 8 条 市長は、第 6 条第 2 項の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 （1） 市内に事業所を有する商工業者により構成される団体で駐車場の利用回数が多く見込まれるもの又は市長が特別の理由があると認めた者でないもの （2） 第 10 条第 3 項の規定により登録を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者（当該登録を取り消された者が団体である場合にあっては、当該取消の日前 30 日以内に当該団体の役員であった者で当該取消の日から 2 年を経過しないものを含む。） （3） 第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る蓮田市行政手続条例（平成 9 年蓮田市条例第 11 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第 10 条第 1 項の規定による届出をした者（相当の理由のある者を除く。）で当該届出の日から 2 年を経過しないもの（当該届出をした者が団体である場合にあっては、当該届出の日前 30 日以内に当該団体の役員であった者で当該届出の日から 2 年を経過しないものを含む。） （4） 団体であって、その役員のうちに前 2 号のいずれかに該当する者があるもの 2 市長は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、様式第 5 号の特定利用者登録拒否通知書により通知するものとする （登録の取消し） 第 10 条 特定利用者は、第 6 条第 1 項の登録の取消しを受けようとするときは、様式第 7 号の特定利用者登録取消届により、その旨を市長に届け出なければならない。 2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該特定利用者の登録を取り消すものとする。 3 市長は、特定利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。 （1） 第 8 条第 1 項第 1 号に該当することとなったとき。 （2） 不正の手段により第 6 条第 1 項の登録を受けたとき。

	(3) 条例又はこの規則に違反したとき。 (4) 使用料を納付しないとき。 (5) 第6条第1項の登録を受けてから1年以内に駐車場を利用せず、又は引き続き1年以上駐車場を利用していないと認めるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営に著しい支障があるとき。 4 市長は、前2項の規定により登録を取り消したときは、様式第8号の特定利用者登録取消通知書により通知するものとする。		
処分基準 設定年月日	令和6年4月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	教育委員会生涯学習部社会教育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。